

■ ルールって何？ 広がり始める“法教育”

NHKスタジオパーク
2007年9月6日放映

■法とは何か、ルールとは何か、ということ
を、小学生や中学生、高校生に伝えていく法
教育が広がってきています。友井に聞きます。

「法教育」とは何か

■法教育とは、どんなことをするのですか？

法教育は、六法全書を覚えるような、法律の
条文を勉強することではありません。法とは何
か、なぜ法があるのか、それを自分で考える力
を身につけてもらおうという試みです。

まずは、7月に東京の私立中学校で行われた
授業を例に見てみます。

授業の内容（VTR）

■何年生の授業ですか？

中学3年生を対象に、社会科の公民の特別授
業として行われました。授業をしたのは、國學
院大學法科大学院の教授で、弁護士の今井秀智
（ひでのり）さんです。

事前に出されていた問題について、生徒が自
分の考えをまとめてきて発表しました。この日
のテーマは「友達に宿題を見せてもらう約束を
して、ハンバーガーの無料券をあげた。ところ
が、友達はハンバーガーを食べたのに、宿題は
やっぱり自分でやれと言って見せてくれない。
ハンバーガー代を友達に請求できるか？」とい
う問題です。

■子どもたちは、「請求できる」「請求できない」と
意見を闘わせるわけですね。

そう。「請求できる」という生徒からは、「宿
題を見せると約束した時点で、契約を結んだよ
うなものだ」とか、「約束を破ったのだから、ハ
ンバーガー代を払うのは当然だ」などの意見が
出ました。一方で、「請求できない」という生徒

の約束を破っているのだから、友達だけを非難
することはできない」とか、「やっちはいけない
ことを約束したのだから、何が何でも守れとは
言えない」などの意見が出ました。

■それぞれ、もっともな意見だと思いますが、結
論は出たのですか？

授業では、友達役の人への証人尋問などもし
たうえで、最後に、裁判官役の生徒が、判決を
出します。この時は、「ハンバーガー代を半分返
せ」と、いわば両成敗の結論になりました。

授業の狙い

■活発な議論だったようですね。

45分の授業の間、ずっと盛んに意見が出さ
れました。参加した生徒からは、自分で十分考
えたつもりでも、他の人の意見を聞くと、なる
ほどそうだなと思った、などの感想が聞かれま
した。

授業を見ていた先生は、生徒の議論を聞いて、
普段の授業とは違う面が見られて、興味深かつ
たと話していました。

授業としては、議論を通じて、約束とは何か、
と考えてもらうのが狙いです。約束は、もちろ
ん、守らなければなりません。しかし、いった
ん約束をした場合でも、内容としては、守らな
くていい約束もあるのではないかな。つまりは、
そもそもどんな約束を結ぶべきか。社会の約束
事、ルールとは何か。どうあるべきか。このよ
うに考えていくことで、法について考える力を
身につけていく、というわけです。

法律としては、もともと違法な約束は守らな
くていい、ということなのですが、授業では、
考える材料を提供するのが狙いでしたので、法
律はこうなっている、といういわゆる答は示さ

れませんでした。

広がり始めた法教育

■このような法教育は、広く行われているのですか？

広がり始めている、という段階です。中学校だけでなく、小学校や高校でも、段階に応じて行われています。

例えば小学校では、皆で拾ったどんぐりをどう分けるか、とか、植物の世話をする仕事を公平に分担する方法を考えよう、などという具合です。高校では、刑事裁判の模擬裁判なども行われています。

また、先ほどは、法律家による授業でしたが、各地の学校で教員も授業を行っています。去年、夏休みに教員向けの研修会が開かれた時には、全国で1500人が参加し、今年も各地で研修会が開かれています。今月の28日には、東京の区立銀座中学校で、法教育のモデル授業が紹介されるシンポジウムも開かれます。

法務省も研究会や協議会を設けて、どうやって授業を進めたらいいか検討し、教材を作りました。さらに各地の弁護士会や裁判所、検察庁が、学校で模擬裁判をするなど、法教育が広がってきているのです。

なぜ、今、法教育か

■なぜ、法教育が広がり始めているのですか？

司法からの要請と、教育現場の動きの、二つの流れが重なっています。

一つには、司法制度改革の中で、司法について学ぶ機会を増やすべきだ、という意見が出ました。社会の中に占める司法の領域を拡大していこうという考えが根底にあります。そして、裁判員制度導入が近づいていることも、追い風になっています。

一方、学習指導要領で「生きる力」を育成する、自分で学び考える力を育成することが狙いとして挙げられ、法教育がその目的に合ってい

るとして教育現場に取り入れる動きが強まっています。

法教育の意義

■関心が高まっているわけですね。

特に裁判員制度をきっかけにしてもっと広げていきたいと、法教育を進めている人たちは考えています。

ただ、法教育というのは、裁判員制度に限らず、広く、社会のルールとは何か、を考えてもらおうということです。ルールとか、法律というのは、上から押し付けられるものではなく、自分たちで決めるものだ。だからこそ、守らなければならないし、さらに言えば、ルールがおかしければ、自分たちで変えることもできるのだ、と学ぶことです。この狙いがよく理解されないという意味がないのですが、少し心配な点もあるのです。

■それは何ですか？

法教育というものが、単に「ルールを守れ」と教えることだと誤解されてしまうと、本末転倒になってしまうということです。

法教育が目指す大切なことは、「法についての考え方を身につけること。」

法やルールを、押し付けてしまったのでは、まったく意味がないわけです。法というのは、お互いを尊重しながら作るルールであって、自由や平等を守るためのものだということや、法教育が目指す目的について、学校や教員が正しく理解して指導しなくてはなりませんし、学校現場と法律家の連携も必要です。

法教育の授業をした学校では、掃除当番や、給食のお代わりの順番の決め方など身近な問題に、授業の効果が表れたという声が開かれます。

子どもたちが、社会のルールがどうあるべきかを自分で考え、ルール作りに参加していく、そういう本来の目的を取り違えることなく、法教育が広がるよう期待したいところです。